



2025年1月9日

各位

会社名	東急不動産ホールディングス株式会社
代表者名	代表取締役社長 西川 弘典 (コード: 3289 東証プライム市場)
問合せ先	コーポレートコミュニケーション部 統括部長 中野 由美 (TEL. 03-6455-0834)
会社名	東急不動産株式会社
代表者名	代表取締役社長 星野 浩明
問合せ先	コーポレートコミュニケーション部 統括部長 中野 由美 (TEL. 03-6455-0832)

**東急不動産ホールディングス株式会社の完全子会社（東急不動産株式会社）による
リニューアブル・ジャパン株式会社（証券コード9522）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ**

東急不動産ホールディングス株式会社とその完全子会社である東急不動産株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年11月14日開催のそれぞれの取締役会において、リニューアブル・ジャパン株式会社（証券コード 9522、株式会社東京証券取引所グロース市場）の株券等を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2024年11月15日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2025年1月8日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

詳細については、公開買付者が発表した、添付の「リニューアブル・ジャパン株式会社（証券コード 9522）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

（添付資料）

2025年1月9日付「リニューアブル・ジャパン株式会社（証券コード9522）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025年1月9日

各位

会社名 東急不動産株式会社
代表者名 代表取締役社長 星野 浩明
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部
統括部長 中野 由美
(TEL. 03-6455-0832)

リニューアブル・ジャパン株式会社（証券コード9522）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

東急不動産株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年11月14日開催の取締役会において、リニューアブル・ジャパン株式会社（証券コード：9522、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場、以下「対象者」といいます。）の株券等を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2024年11月15日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2025年1月8日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

東急不動産株式会社
東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

(2) 対象者の名称

リニューアブル・ジャパン株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

- イ 2015年6月29日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年6月30日から2025年6月28日まで）
- ロ 2015年12月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年12月23日から2025年12月22日まで）
- ハ 2016年6月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年6月14日から2026年6月13日まで）
- ニ 2016年12月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年1月1日から2026年12月11日まで）
- ホ 2017年3月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年4月4日から2027年3月26日まで）
- ヘ 2018年7月2日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年7月19日から2028年7月1日まで）
- ト 2023年1月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年4月1日から2027年3月31日まで）
- チ 2023年1月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第13回新株

- 予約権」といいます。) (行使期間は2024年4月1日から2029年3月31日まで)
- リ 2023年5月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第14回新株予約権」といい、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権、第8回新株予約権、第12回新株予約権、第13回新株予約権及び第14回新株予約権を総称して、「本新株予約権」といいます。) (行使期間は2024年4月1日から2027年3月31日まで)

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
14,938,892株	4,400,700株	一株

- (注1) 本公開買付けに応募された株券等 (以下「応募株券等」といいます。) の総数が買付予定数の下限 (4,400,700株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法 (平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い、本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) 中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数 (14,938,892株) を記載しております。当該最大数は、対象者が2024年11月14日に公表した「2024年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」 (以下「対象者決算短信」といいます。) に記載された2024年9月30日現在の対象者の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) の発行済株式総数 (29,968,610株) に、対象者から報告を受けた2024年10月31日現在残存する本新株予約権の目的となる対象者株式数 (866,070株) を加算した株式数 (30,834,680株) から、対象者決算短信に記載された2024年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数 (88株)、公開買付者が所有する対象者株式 (4,874,000株) 及び本公開買付けに応募しない予定である、対象者の代表取締役社長であり対象者の第5位株主である眞邊勝仁氏 (以下「眞邊氏」といいます。) 及び眞邊氏の親族2名がその発行済株式の全てを所有する資産管理会社であり対象者の筆頭株主である株式会社H&Tコーポレーション (以下「H&T」といいます。) が所有する対象者株式 (11,021,700株) を控除した株式数 (14,938,892株) です。
- (注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2024年11月15日 (金曜日) から2025年1月8日 (水曜日) まで (34営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式

1株につき、1,250円

② 新株予約権

イ 第2回新株予約権

1個につき金1円

ロ 第3回新株予約権

1個につき金1円

ハ	第4回新株予約権	1個につき金1円
ニ	第5回新株予約権	1個につき金1円
ホ	第6回新株予約権	1個につき金1円
ヘ	第8回新株予約権	1個につき金1円
ト	第12回新株予約権	1個につき金1円
チ	第13回新株予約権	1個につき金1円
リ	第14回新株予約権	1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,400,700株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（13,941,198株）が買付予定数の下限（4,400,700株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2025年1月9日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	13,791,198株	13,791,198株
新株予約権証券	150,000株	150,000株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	13,941,198株	13,941,198株
(潜在株券等の数の合計)	(150,000株)	(150,000株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	48,740個	(買付け等前における株券等所有割合 15.81%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	120,317個	(買付け等前における株券等所有割合 39.02%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	188,151個	(買付け等後における株券等所有割合 61.02%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	110,217個	(買付け等後における株券等所有割合 35.74%)

対象者の総株主等の議決権の数	299,023 個	
----------------	-----------	--

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2024年8月14日に提出した第14期半期報告書に記載された2024年6月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2024年9月30日現在の対象者株式の発行済株式総数（29,968,610株）に、対象者から報告を受けた2024年10月31日現在残存する本新株予約権の目的となる対象者株式数（866,070株）を加算した株式数（30,834,680株）から、対象者決算短信に記載された2024年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（88株）を控除した株式数（30,834,592株）に係る議決権の数である308,345個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日
2025年1月16日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付け代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、公開買付者が2024年11月14日付で公表した「リニューアル・ジャパン株式会社（証券コード 9522）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。対象者は、本公開買付けの決済の開始日以降に、公開買付者の連結子会社となる予定です。

なお、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者及びH&Tのみとし、対象者株式を非公開化するための手続を実施することを予定しております。対象者株式は、現在、東京証券取引所グロス市場に上場されておりますが、当該手続が実施された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所グロス市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

東急不動産株式会社

東京都渋谷区道玄坂一丁目 21 番 1 号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上